

岩手県告示第 438 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（平成 16 年岩手県告示第 430 号）で告示した広田湾加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

平成 20 年 6 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也